

# 令和5年度 宮城県森林審議会第1回森林保全部会 議事録

日時 令和6年2月14日（水）

午前11時から午後0時30分まで

場所 行政庁舎4階 庁議室

配付資料

資料1

「日本国土開発株式会社が行う太陽光発電施設の建設（大郷町・松島町）」に係る林地開発について

## 1 開 会

事務局から開会を宣言し、構成委員5名中3名出席により、宮城県森林審議会規程第8条第5項により部会が成立している旨報告。

続いて、会議の公開・非公開について、宮城県情報公開条例第19条及び宮城県森林審議会規程第9条により原則公開であること、ただし、平成29年7月6日に開催された森林保全部会における申し合わせにより、委員が答申内容を検討する際は、非公開とする旨説明。

傍聴者に対しては、「傍聴要領」に従い会議を傍聴するよう依頼。

さらに、委員及び事務局の紹介を行う。

## 2 あいさつ（河野部会長）

森林保全部会長の河野でございます。

今回は、本年度、1回目となりますが、部会委員の皆様方には御多忙のところ、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

宮城県森林審議会の意見聴取基準によりまして、10ヘクタールを超える林地開発に関する案件は、森林保全部会で審議することになっております。

本日は、1件、諮問されておりますので宜しく御審議願います。

## 3 議 事

司会：ありがとうございました。

それでは次に、今後の予定について説明いたします。

本日の審議案件は、太陽光発電施設の建設を目的とする林地開発許可案件の1件でございます。

このあと、審議事項（1）の「日本国土開発株式会社が行う太陽光発電施設の建設」に係る案件を御審議いただきます。なお、資料については、予め委員の皆様へ送付し内容を御確認いただいております。

それでは、ここから諮問案件の審議をお願いいたしますが、議長には規定により部会長

が当たることになっておりますので、部会長よろしく申し上げます。

河野部会長：（１）「日本国土開発株式会社が行う太陽光発電施設の建設」について審議を始めます。

はじめに、事務局から審議事項の説明を求めます。

事務局：（資料に従い、申請内容及び審査状況について説明）

河野部会長：只今、事務局から申請内容及び審査状況につきまして説明がありました。

委員の皆様から何か御質問はございませんか。

進藤委員：16 ページの一番下の「残置森林及び造成する森林等の計画及び維持管理」について質問ですが、売電事業終了後は、森林所有者が管理を行うと書いてありますが、森林所有者は申請者となるのか教えてください。

また、売電計画が終わった後に、太陽光パネルを撤去する費用をどうするのが話題になっていますが、そのことについてどのようにお考えなのかお答えください。

さらに、アカマツを植栽するということですが、ここはもともと広葉樹が多い地域ですが、なぜアカマツを選定したのか教えていただきたいと思えます。

申請者：それでは、申請者より御説明申し上げます。まず1点目でございますが、事業の途中、それから事業が終わった後も、土地の所有者である限りは事業者イコール土地所有者になっておりますので、事業者の方できちんと管理します。

それから事業後のパネルの処分について、この案件はFIT案件ではございません。FITというのは、20年間固定買い取りで、その後、事業をやめるということがあるかと思いますが、今回の開発は、近隣の新設工業団地の方に電気を送ることを計画しておりまして、基本的には30年としております。引き続き工業団地へ送電する場合は、パネルの取り替え等を考えておりますし、当然、初年度から撤去費用を積み立てる予定でございます。

最後の御質問で、植樹する樹種については、高木性の針葉樹として主にアカマツを入れておりますが、ヤマハンノキや自生している樹種を主に使わせていただきたいと思っております。そのうちの主なものとしてアカマツを記載させていただいている状況でございます。あくまで自生に近いもので、その時に手に入るものということで考えております。

大沼委員：まず隣接のどんぐり太陽光発電所と、御社との関係性があるのかどうか教えてください。

それと、市町村住民の合意をしっかりと得ていると先ほど説明いただきましたけれども、検査完了後も管理する上で、何か住人の方から要望等出ていたのであれば、お聞かせいただきたいと思えます。

申請者：日本国土開発のエネルギー事業部の平林でございます。まず一つ目の御質問として、松島どんぐり太陽光発電所でございますが、これは当社のグループで100%合同会

社に出資をして運営しております。

2 つ目の近隣の方からの御要望ですけれども、今回太陽光パネルに有害なものが入っているのではないかと御懸念がありまして、水質の検査を年に何回かやってほしいという要望で、それはしっかりやっていく所存でございます。

河野部会長：ありがとうございました。その他ございますか？

河野部会長：では、私から一つ初歩的な質問ですけれども、オンサイトの調整池の底面というのはどういう構造になっているのですか？

申請者：設計会社の株式会社 ODI 望月と申します。オンサイト調整池の底面は裸地で、特に植生等はせず、そのまま盛土又は切土が露出するという状況です。ただ、先ほどの隣のどんぐり発電所の方も同じ形で、オンサイト調整池になっているのですが、飛んできた種子等で結果的に緑化されているような状況になっております。こちらの構造については河川課等も特に問題ないということでしたので、裸地という形になっております。

河野部会長：分かりました。その他ありますか。

進藤委員：49 ページですけれども、オンサイト調整池に水をためるということで、台地にパネルを設置するというイメージを持ったのですが、それぞれに池の方向に導水されるよう、傾斜を設けるというようなことがあるのでしょうか？

申請者：オンサイト調整池の周りの水が流れる方向に 0.3%程度緩く勾配を設けまして、水を調整池に導水するという形に考えております。

河野部会長： その他ございますか。

質問が無いようなので、答申の審議をいたします。

河野部会長：ここで、当部会の答申内容を検討するに当たりまして、委員の皆様からの意見を頂くこととなりますが、冒頭に司会から説明がありましてとおり傍聴者及び申請者の皆様には、一旦退室いただきますのでよろしく申し上げます。

(傍聴者・申請者退出)

【非公開部分】

(傍聴者・申請者入室)

河野部会長：それではお諮りいたします。「日本国土開発株式会社が行う太陽光発電施設の建設」に係る林地開発許可申請につきまして、許可することに特に問題はないとして答

申することで御異議ございませんか。

(異議なし)

はい、異議はないようですので、許可することに特に問題はないとして答申することを決定致しました。

河野部会長：それでは審議の方が終了致しましたので、申請者の皆様には、ここで退室をお願いいたします。

申請者：ありがとうございました。

(申請者退出)

河野部会長：それでは、その他に入りますが、まずは委員の皆様から何かございますか？

大沼委員：今回は住民側の合意がしっかり取れていると思いますし、関連した松島の事業も事業者と一緒にということで、松島町も同意しておりますし、何か問題があれば対応してもらえるとということで、そういう点では安心ですよ。やはり大きな会社だと安心感がありますし、将来の管理もやっていただければと思います。これまでは開発業者の資金の裏付け等信用性が欠ける点が懸念されることがありましたけれど、今回はそういう懸念はないと思いました。

進藤委員：今までに比べて今回は特にきちんとした会社だという印象を受けました。会社の規模は確かにありますよね。

河野部会長：信用については、私からも似たような話なのですが、これまでの施工実績も大変多く、何よりも自らが施工するという点が非常にいいことではないかと思っています。

河野部会長：その他ございますか？

進藤委員：今後工業団地があちこちでできますが、今回のような形で工業団地に売電するための開発等が出てくるのでしょうか？

事務局：工業団地については、新聞報道でもありますとおり、いろいろな場所で計画されているところでございます。それについては、その専用の太陽光という形では相談はありませんが、今後もそういった形で相談が出てくるかもしれません。今回のような大きな会社だと、その関連の事業という形で出てくる可能性もありますので、その辺も注視しながら進めていきたいと思っています。

進藤委員：直接売電というのは初めてのケースですか。

事務局：初めてと思われます。これまで大きい案件が何件かありましたが、初めてのケースだと思います。

河野部会長：それでは、その他はないようですので、本日の審議会の審議の全てを終了いたします。御協力ありがとうございました。

では進行を事務局にお返しします。

事務局：それでは委員の皆様、大変ありがとうございました。以上をもちまして、本日の一切を終了といたします。長時間にわたりありがとうございました。